

省エネ法の改正とエネルギー管理企画推進者等の実務力アップ

主催：一般財団法人 省エネルギーセンター中国支部

日時：平成30年11月28日（水） 13:00～16:30（12:30から受付開始）

場所：RCC文化センター 7階702号室（広島市中区橋本町5-11）

“エネルギー管理の要点”を具体的に解説

事業場単位から事業者単位への改正から10年が経ち、今般、省エネ法が改正されました。改正省エネ法では、業界内やグループ企業内での省エネ管理の在り方が見直されます。また、「徹底した省エネ」の下、事業者クラス分け評価制度、未利用熱評価制度の創設や事務所ビル等業務分野のベンチマーク制度の適用が拡大されています。特定事業者等でのエネルギー管理統括者やエネルギー管理企画推進者の役割はますます重要なものとなってきました。しかし実際に取り組んでみると「省エネ法を理解しているはずなのに・・・」、「管理方法に自信がない」、「ISO50001の位置付けがわからない」、「省エネ活動はどうすればよいの？」などと悩んでおられませんか!?

本講座では、今回の法改正の要点を分かりやすく説明するとともに、特に省エネ法に基づくエネルギー管理から実務に役立つ総合的なエネルギー管理にポイントを絞り、簡単な事例も交えて丁寧に講習します。

このような方々におすすめ

エネルギー管理をトップの立場で実施する皆様

- エネルギー管理統括者として全社の省エネを推進のためエネルギー管理現場を理解したい。
- エネルギー管理統括者を補佐するエネルギー管理企画推進者として総合的な管理を担当する。

資格を取得し、いよいよ実務を担当される皆様

- 新規にエネルギー管理士免状取得した。エネルギー管理講習を修了した。
- エネルギー管理士免状を取得してから長期間、エネルギー管理の実務から遠ざかっていた。

カリキュラム

■ 改正省エネ法の解説と法の執行強化

連携省エネ計画の認定制度、認定管理統括事業者の認定制度の創設、エネルギーの使用と省エネ推進に関する全社一体管理、新しい省エネ評価制度の構築、等

■ 全社管理体制の構築

シンプルで実効性のある管理体制のポイント、管理体制の例、ISO50001等

■ 実態把握と見える化

把握すべき事項、数量、把握方法の実際、見える化の意義と例

【講師】一般財団法人/省エネルギーセンター 省エネ人材育成事業部 特任講師

1. 申込方法

参加申込書に記入後、ファックスにてお申し込みください。
申し込み受付後、「請求書」「受付票」をお届けします。

定員：40名

【最少開催人数15名】

2. 受講料（税込）

賛助会員：14,040円 一般：17,280円

3. 支払方法

請求書到着後、開催日前日までに請求書記載の口座にお振込みください。

※キャンセルは、講座実施（前日起算）7日前までです。

それ以降のキャンセルについては、理由の如何を問わず受講料は請求させていただきます。

4. 問い合わせ先

一般財団法人省エネルギーセンター 中国支部

〒730-0012 広島市中区上八丁堀8-20 TEL: 082-221-1961

5. その他

ご応募が少ない場合は講座を中止することがあり得ますことをご了承願います。

▼お申込みは FAX:082-221-1968 まで▼

「省エネ法の改正とエネルギー管理企画推進者等の実務力アップ」受講申込書

平成30年 月 日

会社名	<input type="checkbox"/> 賛助会員 (No. _____)	
	<input type="checkbox"/> 一般	
住所〒	Tel :	
連絡者 氏名	所属部署	
参加者氏名（フリガナ）	所属部署	受講料
()		円
()		円
	合計	円